

＜都道府県協会向け＞ U15 カテゴリー 移籍手続きガイド

U15 カテゴリーの登録および移籍については、2019 年度より、JBA 基本規程および U15 カテゴリー登録運用細則、U15 カテゴリー移籍運用細則に基づき、運用しております。

U15 カテゴリーの移籍申請については、以下の通り、都道府県バスケットボール協会が移籍の可否判断を行っていただきますようお願いいたします。円滑で迅速な処理ができるよう、ご理解・ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

● 事前準備

(1) 移籍承認者の選任について

- ・U15 カテゴリーのチームや選手に対して利害関係のない方として、都道府県協会「競技会委員長」を移籍手続きの承認者として選任いただけますようお願いいたします。
- ・競技会委員長が、U15 カテゴリー部会の関係者ならびに U15 カテゴリーのチーム・プレーヤーに対して利害関係がある場合には、都道府県協会において、他の適任者を選任していただけますようお願いいたします。

(2) 都道府県協会等の公式ホームページへの掲載依頼

- ・都道府県協会の公式ホームページにおいて、2019 年 4 月 1 日より運用しております「U15 カテゴリー登録運用細則」、「U15 カテゴリー移籍運用細則」、また、2020 年 4 月 1 日付で一部改訂した「U15 カテゴリー移籍手続きガイド」、「U15 カテゴリー移籍申請書」の掲載（差し替え）をお願いいたします。

● 移籍手続きの流れ

- ・都道府県協会(以下、PBA)は、移籍申請書を受理してから原則 14 日以内に移籍の可否を申請者に通知してください。
- ・移籍先チームが、移籍元チームの所属する都道府県以外の場合、移籍の可否は当該都道府県協会の事務局または U15 カテゴリー部会間で情報共有の上、移籍の可否判断を行ってください。

No.	手順	詳細
1	U15 移籍申請書の受理	・PBA 事務局は、U15 移籍申請書に受理日を記入後、移籍承認者および U15 カテゴリー部会長へ写しを送付してください。
2	申請内容の確認	・移籍申請書の記載内容を確認してください。 ※記載内容に不備、また、可否判断しかねる場合には、U15 カテゴリー部会長、申請者、移籍先チームの代表者に状況確認を行ってください。
3	移籍の可否を判定	・移籍元チームおよび移籍先チーム、両者の承諾が得られている場合には、原則、移籍申請を承認してください。 ※可否判断をする際、会議体を開催する必要はありません。
4	移籍申請書に可否結果を記入、押印	・移籍申請書の PBA 記入欄に漏れがないよう、記入、押印してください。 ※移籍申請を否認(不可)とする場合には、否認の理由の欄に、その理由を記入するようにしてください。
5	移籍申請書をデータ化し、原本も保管する	・移籍申請書をスキャン(PDF ファイル化)してください。 ・移籍申請書の原本は PBA にてファイリングし、保管してください。
6	申請者へ結果通知	・申請者(移籍先チームの代表者)のメールアドレスに、移籍申請書の写し(PDF データ)を添付して、メールで移籍の可否結果を通知してください。
7	TeamJBA 競技者の移籍承認作業	・移籍先チームで競技者の追加、移籍元チームで競技者の承認後、PBA にて競技者の承認作業を入れている場合、承認作業を行ってください。

●移籍の可否判断に関する補足

(1) U15 カテゴリーの移籍に関する基本的な考え方

- ① U15 カテゴリーにおける移籍とは、同一年度内、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とします。
- ② U12 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上の競技者が、U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、U15 カテゴリー登録運用細則およびU15 カテゴリー移籍運用細則を適用します。
- ③ U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上12歳未満の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、U12 カテゴリー登録運用細則およびU12 カテゴリー移籍運用細則を適用します。

(2) U15 カテゴリーの移籍申請に対する留意点

- ① U15 カテゴリー移籍運用細則に基づき、移籍は登録年度内に1回のみ認めます。
- ② 移籍元チームと移籍先チームの両方の承諾が得られていれば、原則、移籍申請を承認してください。
- ③ 移籍元チームの承諾が得られない場合でも、移籍申請書は受理し、PBA事務局または移籍承認者等が移籍元チームに対して承諾しない理由の確認と、JBA基本規程に基づき移籍は承諾しなければならないことを伝えてください。
なお、移籍元チームがJBA基本規程に反して移籍を承諾しない場合、最終的にはJBA理事会の決議の下、代理承認を行うこととなります。
- ④ 登録システム上の手続きが完了している場合でも、移籍申請書による手続きが行われていないことが明らかになった場合は、事後でも必ず移籍申請書を提出させてください。

※その他、ご不明な点や判断しかねる事案等があった場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●U15 カテゴリー移籍手続きに関するお問い合わせ

■公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA) アンダーカテゴリー部会

電話番号：03-4415-2020 (平日 9:30～17:30)

JBA公式サイト(U15登録関連ページ)：<http://u15.japanbasketball.jp/registration/>

関係者向け電話番号：03-4531-2284 (平日 9:30～17:30) ※一般への公開は不可

関係者向けメールアドレス：jba-uc@basketball.or.jp ※一般への公開は不可

以上